

緊急派遣訓練における委員の指摘への対応について（案）

（趣旨） 10月5日に行った緊急派遣訓練の後、更田委員より指摘があった件について、以下の様に措置を講じたい。

（主なポイント（案））

1. 原子力災害対策については、原子力発電所を中心として対策が進められてきているところである。防災基本計画－原子力災害対策編においては、「それ（実用発電用原子炉）以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については、原子力規制委員会において更なる検討をしていくこととし、当面の間は、当該実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考に柔軟に対応していくものとする。」とされているところである。今後、実用発電用原子炉施設以外の原子力災害対策特別措置法対象施設についても、それぞれの施設毎のリスクを踏まえて、オンサイト及びオフサイトの防護対策を検討していく。
2. 一方で、先日の訓練において、更田委員よりオンサイト関連の指摘があり、これらについては上記の検討の終了を待たず、以下の様に早急に対応を開始したい。
 - ①緊急時における政府テレビ会議システムと事業者テレビ会議システムの接続確保について
 - ・実用発電用原子炉施設は既に接続済み。
 - ・防災基本計画の趣旨に沿って、上記以外の原子力災害特別措置法対象事業者についても順次整理を進めていく。
 - ・原子力施設の規模なども勘案し、再処理施設、燃料加工施設、研究開発段階炉施設等（常陽を含む）を優先し、緊急時のテレビ会議システムの政府との接続等を進めるべく調整を行う。
 - ・このため、事務局において、事業者に状況の確認をしつつ、調整を進める。
 - ・進捗状況について、適宜、本委員会に報告する。

- ② ERSS（規制庁のプラントパラメータ表示システム）と事業者のSPDS（事業者のプラントパラメータ表示システム）の運用について
- ・ 政府側と事業者側で同じ情報に基づいて意見交換が行えるよう、ERSSとSPDSの両システムの運用可能性について事業者ヒアリング等を行う。
 - ・ 進捗状況について、適宜、本委員会に報告する。
- ③ 原子力施設事態即応センターへの移動に時間がかかることについて
- ・ 今回の派遣訓練で想定したように、原子力施設事態即応センターが東京から離れている場合には、緊急時に派遣される委員と緊急事態対策監のうち、防災待機にあった者が、先行して現地に派遣されるものとし、先行する者が移動の間は、他方がERC（規制庁緊急時対応センター）において情報収集等にあたる運用にする。
- ④ 原子力施設毎の施設名等が分かりにくいことについて
- ・ 原子力施設事態即応センター緊急事態対応要員が携行する資料セットの中に施設名等の略称、機能、位置などが関連づけられる資料を用意する。

(参考1)

○防災基本計画（平成24年9月）第11編 原子力災害対策編 p 381

- ・本編1章から3章における，原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）の導入や，原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「原子力事業所災害対策」という。）の実施を統括管理するための施設（以下「緊急時対策所」という。），原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い，かつ，緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。），後方支援拠点の整備及び同施設の活用等については，実用発電用原子炉における原子力災害への対応等に関するものであるため，それ以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については，原子力規制委員会において更なる検討をしていくこととし，当面の間は，当該実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考にして柔軟に対応していくものとする。

○原子力災害特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第二条

(略)

- 2 前項に掲げるもののほか、原子力事業者のうち実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。）を設置する者は、法第七条第一項の原子力事業者防災業務計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「原子力事業所災害対策」という。）の実施を統括管理するための施設（以下「緊急時対策所」という。）並びに緊急時対策所における非常用通信機器及びテレビ会議システムの整備及び運用に関すること。
 - 二 原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点（以下「原子力事業所災害対策支援拠点」という。）の整備及び運用に関すること。
 - 三 原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。）並びに原子力施設事態即応センターにおける非常用通信機器及びテレビ会議システムの整備及び運用に関すること。
 - 四 原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する設備（以下「原子力事業所内情報等伝送設備」という。）の整備及び運用に関すること。
 - 五 緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター及び原子力事業所内情報等伝送設備における非常用電源の整備その他の自然災害が発生した場合におけるこれらの機能の維持に関すること。
 - 六 総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設と独立行政法人原子力

安全基盤機構とを接続する情報通信ネットワークと緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターにおける非常用通信機器及びテレビ会議システム並びに原子力事業所内情報等伝送設備との接続の確保に関すること。

七 放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材及びこれらを管理するための組織の整備及び運用に関すること。

原子力災害対策特別措置法(原災法)の対象となる原子力事業所

原災法対象原子力事業所	許可区分	所在道府県	所在市町村
北海道電力(株) 泊発電所	実用発電用原子炉施設	北海道	泊村
東北電力(株) 東通原子力発電所	実用発電用原子炉施設	青森県	東通村
東北電力(株) 女川原子力発電所	実用発電用原子炉施設	宮城県	女川町 牡鹿町
東京電力(株) 福島第一原子力発電所	実用発電用原子炉施設	福島県	大熊町 双葉町
東京電力(株) 福島第二原子力発電所	実用発電用原子炉施設		富岡町 楡葉町
東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所	実用発電用原子炉施設	新潟県	柏崎市 刈羽村
日本原子力発電(株) 東海発電所及び東海第二発電所	実用発電用原子炉施設	茨城県	東海村
中部電力(株) 浜岡原子力発電所	実用発電用原子炉施設	静岡県	御前崎市
北陸電力(株) 志賀原子力発電所	実用発電用原子炉施設	石川県	志賀町
日本原子力発電(株) 敦賀発電所	実用発電用原子炉施設	福井県	敦賀市
関西電力(株) 美浜発電所	実用発電用原子炉施設		美浜町
関西電力(株) 大飯発電所	実用発電用原子炉施設		大飯町
関西電力(株) 高浜発電所	実用発電用原子炉施設		高浜町
中国電力(株) 島根原子力発電所	実用発電用原子炉施設	島根県	松江市
四国電力(株) 伊方発電所	実用発電用原子炉施設	愛媛県	伊方町
九州電力(株) 玄海原子力発電所	実用発電用原子炉施設	佐賀県	玄海町
九州電力(株) 川内原子力発電所	実用発電用原子炉施設	鹿児島県	薩摩川内市
日本原燃(株) 再処理事業所	再処理施設 廃棄物管理施設	青森県	六ヶ所村
日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所	加工施設 廃棄物埋設施設		
原子燃料工業(株) 東海事業所	加工施設 規制法施行令41条の 使用施設	茨城県	東海村
三菱原子燃料(株)	加工施設	茨城県	東海村 那珂市
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	加工施設	神奈川県	横須賀市
原子燃料工業(株) 熊取事業所	加工施設	大阪府	熊取町
(公財)核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター 六ヶ所保障措置分析所(オンサイトラボ)	規制法施行令41条の 使用施設	青森県	六ヶ所村
日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所	・試験研究炉 ・規制法施行令41条の 使用施設 ・廃棄物埋設施設	茨城県	東海村
日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所	・再処理施設 ・規制法施行令41条の 使用施設		
東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	・試験研究炉 ・規制法施行令41条の 使用施設		
ニュークリア・デベロップメント(株)	規制法施行令41条の 使用施設		
(公財)核物質管理センター 東海保障措置センター	規制法施行令41条の 使用施設	大洗町	
日本核燃料開発(株)	規制法施行令41条の 使用施設		
日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	・試験研究炉 ・規制法施行令41条の 使用施設 ・廃棄物管理施設	大洗町 銚田市	
東芝(株)原子力技術研究所	・試験研究炉 ・規制法施行令41条の 使用施設	神奈川県	川崎市
日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター	研究開発段階炉	福井県	敦賀市
日本原子力研究開発機構 新型転換炉ふげん発電所	研究開発段階炉		
近畿大学 原子力研究所	試験研究炉	大阪府	東大阪市
京都大学 原子炉実験所	・試験研究炉 ・規制法施行令41条の 使用施設		熊取町
日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	加工施設 規制法施行令41条の 使用施設	岡山県	鏡野町

■: 既にテレビ会議システムが接続可能な施設

□: 今後、優先的にテレビ会議システムの接続の調整を進めていく施設